

公 告

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、協定の相手方とする手続を実施する。

令和4年8月22日

北海道空知総合振興局長 白石 俊哉

1 企画提案に付す事項

(1) 事業名 令和4年度空知管理区協定販売事業

(2) 事業の目的

主に用材としての利用価値を見込めない、外国樹種などの形質不良木主体の人工林について、素材生産者と道有林野産物の販売に関する相互協定を締結し、利用価値の低い木材について、木質バイオマスエネルギー用燃料材として有効活用を図り、木材資源を最大有効利用することを目的とする。

(3) 対象地域

赤平市百戸町 道有林空知管理区 233林班 (図面参照)

芦別市豊岡 道有林空知管理区 243、244林班 (図面参照)

(4) 協定森林

年度	林小班	面積(ha)	樹種	伐採種	本数(本)	立木伐採量(m3)	備 考
令和4年度	243-53	1.22	ドロノキ	主伐(単)	802	658.17	
	計	1.22			802	658.17	
令和5年度	233-70	3.20	ドロノキ	主伐(単)	2,557	1,120.47	
	計	3.20			2,557	1,120.47	
令和6年度	244-56	3.54	ドロノキ	主伐(単)	2,025	1,404.23	
	計	3.54			2,025	1,404.23	
合 計		7.96			5,384	3,182.87	

※樹種はドロノキのほかトドマツ、カラマツ、広葉樹も含む。

(5) 協定期間

協定締結の日から3年間

(協定による販売契約は、令和4～6年の3年間)

2 企画提案に参加する者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。

(2) 「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」(昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通知)第2の1の(3)に規定する資格の種類で「林産物売払い」の資格(以下「入札参加資格」という。)を有していること。

(3) 「競争入札参加資格指名停止事務処理要領の制定について」(平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納長通知)第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされているものについては、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (6) 北海道林業事業体登録実施要綱（平成24年8月27日付け林業木材第651号林業木材経営育成担当課長通知）第3の規定による資格を有していること。
- (7) 事業協同組合として参加する場合は、構成員と重複していないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

名 称 北海道空知総合振興局空知森林室森林整備課 担当：主査（販売）
所 在 地 岩見沢市北2条西12丁目1-7 （〒068-0042）
電話番号 0126-22-1156 FAX 0126-22-1186

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和4年9月5日（月） 必着
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出書類 別記4号様式に定める「企画提案書」
- エ 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）により、1部を提出

(3) 本事業に関する関係資料の閲覧及び複写貸出し

- ア 期間 令和4年9月5日（月）まで
- イ (1)に同じ

(4) 現場説明

現場説明は随時行うので、希望者は(1)の問合せ先まで連絡すること。

4 参加資格及び企画提案書の審査

企画提案に参加する者の資格を審査するとともに、当該資格があると認められる者が提出した企画提案書を審査する。

5 最良の提案をした者の選定方法

道が予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書の内容及び直近に実施した協定販売又は長期安定供給販売の実績評価について審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。審査結果は、企画提案書全員に通知するとともに、道のホームページにより公表する。

6 協定締結

特定者を協定締結の相手方に決定したときは、「協定販売に関する協定書」（別記第6号様式その1）に従って協定を締結する。

7 売買契約の締結

総合振興局長等は、前項の協定に基づき、協定締結者（素材生産業者）と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。なお、当該売買契約書に用途指定の特約を付す場合がある。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に参加する者に必要な資格を有さない者の提出した企画提案書は、無効とする。
- (3) 詳細は、別添の企画提案説明書による。

